

とん税法

(課税物件)

第一条 外国貿易船の開港への入港には、この法律により、とん税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「外国貿易船」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第五号（定義）及び第百八条（外国とみなす地域）の規定により同法 の規定の適用上外国貿易船とされるものをいい、「開港」とは、同法第二条第一項第十一号（定義）に規定する開港をいう。

2 この法律において「純トン数」とは、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第六条（純トン数）に規定する純トン数をいう。